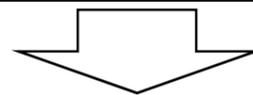


社会的養育の推進に関する検討会の検討結果について

社会的養育の推進に関する検討会

児童虐待や養育困難等、子どもの養育に不安を抱える家庭に対する支援を効果的に行うとともに、家庭的な養育の推進に向けた里親制度の充実を図るため、本市と児童家庭支援センター等との連携のあり方について検討を行った。



検討結果

地域・家庭からの相談対応について

予期せぬ妊娠や子どもの愛着形成の課題などで、養育に不安を抱える保護者に対し、周りのサポートを受けながら、より良い自己決定ができるための支援が必要である。

里親への支援について

里親が子どもを安心して養育できるよう支援する人材や、里親が児童相談所以外で気軽に相談できる窓口の設置など、里親登録後の相談支援体制の充実が必要である。

児童相談所と児童家庭支援センターの連携について

増え続ける児童虐待対応に対して、児童相談所の業務を補完する役割を担う機関が望まれる。そのためには、児童相談所と児童家庭支援センターの連携を強化する必要がある。

児童家庭支援センターなど民間相談機関の整備について

児童相談所は子ども家庭支援の拠点として機能しているが、里親養育包括支援（フォスタリング）事業は十分とはいえない。家庭養育優先の原則が児童福祉法に明記されたことから、現在ある児童家庭支援センターや乳児院の機能強化を図り、体制を整備した上で、必要に応じて児童家庭支援センターを増設することも考えられる。

新規施策

新 育児指導機能強化事業

児童虐待や棄児のおそれのある妊産婦等に対し、改築により新しくなった聖霊乳児院の親子生活訓練を活用し、宿泊体験を通じて養育支援や育児指導を行い、母子の愛着形成を育む支援を行う。

新 里親養育推進事業

様々な理由で親と暮らすことのできない子供たちが家庭的な環境のもとで健やかに育つための里親制度を推進するため、里親の募集や研修の実施、委託中から委託解除後の支援まで一貫した里親支援を児童養護施設に委託し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親の育成を図る。

改 児童家庭支援センター事業

児童の福祉に関する問題に対し、専門的な知識と技術をもって必要な助言や援助を行うほか、要保護児童又はその保護者に対する指導を行い児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うことで、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。
平成14年の設置から、現在の子育て支援課で事業を実施してきたが、「社会的養育の推進に関する検討会」の提言を受け、こども相談センターへ事業移管する。